

町県民税・所得税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！
受付期間は2月16日(金)から
3月15日(木)までです

町県民税の申告

この申告は平成19年1月1日現在、当町に住所がある人の平成18年中の所得について申告していただくものです。所得が全くなかった方、社会保険料控除、扶養控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。
税務署で確定申告をす(る)し(た)人
勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人
社会保険庁などから町の公的年金の支払報告書が提出されている人

申告されないと町では所得の状況が把握できず各種証明書等が発行できません。

所得税の申告

平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人が給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える人が給与を2ヶ所以上から受けている人
事業所得や不動産所得などがある人で平成18年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える人

税務課では農業所得のある方を対象に事前相談会を2月1日(木)から3日(土)までの間、開催します。



還付申告ができる場合

給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人の途中で退職し、再就職をせず、年末調整を受けなかった人

町県民税・所得税の申告受付 日程表

会場：役場 第2会議室(2階)

| 月日 | 曜日 | 受付時間 | 受付対象行政区 | | 月日 | 曜日 | 受付時間 | 受付対象行政区 |
|------|----|-----------|---------|--|------|----|-----------|---------------|
| | | | | | | | | |
| 2/16 | 金 | 午前9時~午後4時 | 元栗橋 | | 3/1 | 木 | 午前9時~午後4時 | 元栗橋 |
| 2/19 | 月 | " | 川妻 | | 3/2 | 金 | " | 川妻 |
| 2/20 | 火 | " | 小手指 | | 3/5 | 月 | " | 小手指 |
| 2/21 | 水 | " | 堀之内新幸谷 | | 3/6 | 火 | " | 堀之内新幸谷 |
| 2/22 | 木 | " | 小福田山王山 | | 3/7 | 水 | " | 小福田山王山 |
| 2/23 | 金 | " | 大福田山王 | | 3/8 | 木 | " | 大福田山王 |
| 2/26 | 月 | " | 江川幸主 | | 3/9 | 金 | " | 江川幸主 |
| 2/27 | 火 | " | 冬木新田 | | 3/12 | 月 | " | 冬木新田 |
| 2/28 | 水 | " | 土与部原宿台 | | 3/13 | 火 | " | 土与部原宿台 |
| | | | | | 3/14 | 水 | " | 指定日に申告できなかつた人 |
| | | | | | 3/15 | 木 | " | |

便利で有利な 振替納税

申告所得税
納期限 3月15日(木)
振替納税を利用すると
4月20日(金)
個人事業者の消費税
納期限 4月2日(月)
振替納税を利用すると
4月26日(木)
振替納税利用の方は納期限前日までに預金残高の確認をお願いします。

所得税の確定申告書が
作成できます！

詳しくは、国税庁HPの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
正午から午後1時までの時間は、受付をご遠慮願います。
税務署より、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。
(特に譲渡所得のある方はご注意ください。)
申告日の月・水・金曜日は税理士による受付も予定しています。